

事業多角化、事業転換及び新商品の開発等をお考えの中小企業の皆さまへ

新分野進出資金のご案内

この融資制度は・・・

現在行っている事業分野と異なる分野へ進出し、事業多角化又は転換を行おうとする方、自ら新商品の開発又は生産などを行おうとする方のために必要な設備資金及び運転資金の融資制度です。

◆ご利用いただける方

次の要件を満たしている中小企業者(個人・会社)及び中小企業団体です。

① 高崎市内に主たる事業所又は本店(事業実績のないものは除きます)を有し、引き続き市内で1年以上同一の特定事業を営む中小企業者又は中小企業団体で、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する方。又は事業の多角化のために中小企業である会社が新たに市内に設立(分社)した中小企業である会社であって、その設立から1年を経過していない方

(ア) 現在行っている分野と異なる分野へ進出し、事業多角化又は事業転換を行おうとする方
(イ) 自ら新商品の開発又は生産などを行おうとする方

② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けた日から1年以上経過している方(許認可等が必要な業種を新たに始めようとする方にあつては、その許認可等を受ける見込みのある方)

③ 市税(市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税を含みます。)を完納している方

※「主たる事業所」・・・法人の市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)中の従業員割合が最も多いもの

※中小企業団体にあつては、主たる事業所を市内に有し、事業活動を1年以上継続しているもので、その構成員の4分の3以上が市内に主たる事業所又は本店(事業実績のないものは除きます。)を有し、引き続き市内で1年以上同一の特定事業を営んでいるものであることが必要です。

- **資金用途**：事業多角化、事業転換及び新商品の開発等に必要な設備資金、運転資金
(投機を目的とする不動産取得資金は除く。設備資金は市内に設置するものに限る。)
- **融資限度額**：設備資金 1億円
運転資金 5,000万円 (両資金あわせて1億円)
- **融資期間**：設備資金10年以内(融資後3年以内据置可)
運転資金 8年以内(融資後2年以内据置可)
元金均等月賦償還
- **利率**：年1.3%以内(信用保証付は0.9%以内)
- **担保・保証人**：金融機関の定めるところによります。
- **申請期間**：年間随時(計画決定前、契約前に必ずご相談ください。)
- **申請先**：指定金融機関

◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。

詳しいお問い合わせは・・・

高崎市指定金融機関、または高崎市商工観光部商工振興課金融担当(市庁舎13階)へ

☎ 027-321-1258(直通)

■ 申請に必要な書類（提出部数は1部） 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中企業等振興資金融資確認書
(金融担当窓口、市ホームページ、指定金融機関で取得できます。)
- ② 【法人の場合】・決算書の写し(決算報告書の部分のみで結構です。)
・市町村民税の確定申告書(第20号様式)の写し
複数市の事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)の写し
【個人の場合】 確定申告書の写し
- ③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
- ④ 見積書・カタログ・図面等
- ⑤ 事業所、設備設置場所等の案内図
- ⑥ 運転資金の借入で、複数企業間で資金流用がある場合は決算書の附属明細書
- ⑦ その他市及び金融機関の指定する書類
(建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など)
- ⑧ 新分野へ進出することが確認できる資料

■ 融資の手順

